

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和6年4月改定）					新（令和6年10月改定）								
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
1	1	1	1	2	優先事項 契約図面、契約数量表、数量計算書、特記仕様書、現場説明書及び質問回答書(以下設計図書(共通仕様書を除く)という。)に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。								要領の改定による削除
1	1	1	2	6	仕様書 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書及び契約数量表、数量計算書を総称している。								要領の改定による削除
						1	1	1	4		ワンデーレスポンス		条文の追加
						1	1	1	4	1	ワンデーレスポンス	監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。	条文の追加
1	1	1	4		施工計画書	1	1	1	5		施工計画書		条文追加による番号の修正
1	1	1	5		コリンズ (CORINS) への登録	1	1	1	6		コリンズ (CORINS) への登録		条文追加による番号の修正
1	1	1	6		監督員	1	1	1	7		監督員		条文追加による番号の修正
1	1	1	7		工事用地等の使用	1	1	1	8		工事用地等の使用		条文追加による番号の修正
1	1	1	8		工事着手	1	1	1	9		工事着手		条文追加による番号の修正
1	1	1	9		工事の下請負	1	1	1	10		工事の下請負		条文追加による番号の修正
1	1	1	10		施工体制台帳	1	1	1	11		施工体制台帳		条文追加による番号の修正
1	1	1	11		受注者相互の協力	1	1	1	12		受注者相互の協力		条文追加による番号の修正
1	1	1	12		調査・試験に対する協力	1	1	1	13		調査・試験に対する協力		条文追加による番号の修正
1	1	1	13		工事の一時中止	1	1	1	14		工事の一時中止		条文追加による番号の修正
1	1	1	14		設計図書の変更	1	1	1	15		設計図書の変更		条文追加による番号の修正
1	1	1	15		工期変更	1	1	1	16		工期変更		条文追加による番号の修正
1	1	1	16		支給材料及び貸与品	1	1	1	17		支給材料及び貸与品		条文追加による番号の修正
1	1	1	17		工事現場発生品	1	1	1	18		工事現場発生品		条文追加による番号の修正
1	1	1	18		建設副産物	1	1	1	19		建設副産物		条文追加による番号の修正
1	1	1	18	4	再生資源利用計画 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。						再生資源利用計画	また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	表現修正
1	1	1	19		工事完成図	1	1	1	20		工事完成図		条文追加による番号の修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和6年4月改定）					新（令和6年10月改定）									
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由	
1	1	1	20		工事完成検査	1	1	1	21		工事完成検査		条文追加による番号の修正	
1	1	1	20	7	適用規定	受注者は、当該工事完成検査については、第3編3-1-1-5監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	1	1	1	21	7	適用規定	受注者は、当該工事完成検査については、第3編3-1-1-3監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	誤記修正
1	1	1	21	5	適用規定	受注者は、当該工事完成検査については、第3編3-1-1-5監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	1	1	1	22	5	適用規定	受注者は、当該工事完成検査については、第3編3-1-1-3監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	誤記修正
1	1	1	21		既済部分検査等		1	1	1	22		既済部分検査等		条文追加による番号の修正
1	1	1	22		部分使用	監督員による 確認及び立会	1	1	1	23		部分使用		条文追加による番号の修正
1	1	1	23		施工管理		1	1	1	24		施工管理		条文追加による番号の修正
1	1	1	24		履行報告		1	1	1	25		履行報告		条文追加による番号の修正
1	1	1	25		工事関係者に対する措置請求		1	1	1	26		工事関係者に対する措置請求		条文追加による番号の修正
1	1	1	26		工事中の安全確保		1	1	1	27		工事中の安全確保		条文追加による番号の修正
1	1	1	26	1	安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1	1	1	27	1	安全指針等の遵守	受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	発行に伴う修正
1	1	1	27		爆発及び火災の防止		1	1	1	28		爆発及び火災の防止		条文追加による番号の修正
1	1	1	28		後片付け		1	1	1	29		後片付け		条文追加による番号の修正
1	1	1	29		事故報告書		1	1	1	30		事故報告書		条文追加による番号の修正
1	1	1	30		環境対策		1	1	1	31		環境対策		条文追加による番号の修正
1	1	1	31		文化財の保護		1	1	1	32		文化財の保護		条文追加による番号の修正
1	1	1	32		交通安全管理		1	1	1	33		交通安全管理		条文追加による番号の修正
1	1	1	32	5	交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月改正内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（県土整備部長通知、平成19年9月14日）、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（同）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	33	5	交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和5年3月改正内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（県土整備部長通知、平成19年9月14日）、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（同）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸法令の改正に伴う修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和6年4月改定）					新（令和6年10月改定）									
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由	
1	1	1	32	14	通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる時は、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和4年4月改正政令第32号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬する時は、道路交通法（令和2年6月改正法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	33	14	通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる時は、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和5年3月改正政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬する時は、道路交通法（令和5年5月改正法律第19号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸法令の改正に伴う修正		
1	1	1	33		施設管理	1	1	1	34		施設管理		条文追加による番号の修正	
1	1	1	34		諸法令の遵守	1	1	1	35		諸法令の遵守		条文追加による番号の修正	
1	1	1	34	1	諸法令の遵守(1)	地方自治法（平成26年11月 法律第115号）	1	1	1	35	1	諸法令の遵守(1)	地方自治法（令和5年12月改正 法律第89号）	諸法令の改正に伴う修正
1	1	1	34	1	諸法令の遵守(10)	健康保険法（令和3年6月改正 法律第66号）	1	1	1	35	1	諸法令の遵守(10)	健康保険法（令和5年5月改正 法律第31号）	諸法令の改正に伴う修正
1	1	1	34	1	諸法令の遵守(13)	出入国管理及び難民認定法（令和3年6月改正 法律第69号）	1	1	1	35	1	諸法令の遵守(13)	出入国管理及び難民認定法（令和4年12月改正 法律第97号）	諸法令の改正に伴う修正
1	1	1	34	1	諸法令の遵守(15)	道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）	1	1	1	35	1	諸法令の遵守(15)	道路交通法（令和5年5月改正 法律第19号）	諸法令の改正に伴う修正
1	1	1	34	1	諸法令の遵守(16)	道路運送法（令和2年6月改正 法律第36号）	1	1	1	35	1	諸法令の遵守(16)	道路運送法（令和5年4月改正 法律第18号）	諸法令の改正に伴う修正
1	1	1	34	1	諸法令の遵守(22)	港湾法（令和4年3月改正 法律第7号）	1	1	1	35	1	諸法令の遵守(22)	港湾法（令和4年11月改正 法律第87号）	諸法令の改正に伴う修正
1	1	1	34	1	諸法令の遵守(40)	電気事業法（令和4年6月改正 法律第74号）	1	1	1	35	1	諸法令の遵守(40)	電気事業法（令和5年6月改正 法律第44号）	諸法令の改正に伴う修正
1	1	1	34	1	諸法令の遵守(41)	消防法（令和3年5月改正 法律第36号）	1	1	1	35	1	諸法令の遵守(41)	消防法（令和5年6月改正 法律第58号）	諸法令の改正に伴う修正
1	1	1	34	1	諸法令の遵守(43)	建築基準法（令和4年5月改正 法律第55号）	1	1	1	35	1	諸法令の遵守(43)	建築基準法（令和5年6月改正 法律第58号）	諸法令の改正に伴う修正
1	1	1	34	1	諸法令の遵守(63)	厚生年金保険法（令和3年6月改正 法律第66号）	1	1	1	35	1	諸法令の遵守(63)	厚生年金保険法（令和5年3月改正 法律第3号）	諸法令の改正に伴う修正
1	1	1	34	1	諸法令の遵守(68)	所得税法（令和4年6月改正 法律第71号）	1	1	1	35	1	諸法令の遵守(68)	所得税法（令和5年6月改正 法律第44号）	諸法令の改正に伴う修正
1	1	1	34	1	諸法令の遵守(70)	船員保険法（令和3年6月改正 法律第66号）	1	1	1	35	1	諸法令の遵守(70)	船員保険法（令和5年5月改正 法律第31号）	諸法令の改正に伴う修正
1	1	1	34	1	諸法令の遵守(72)	電波法（令和4年6月改正 法律第70号）	1	1	1	35	1	諸法令の遵守(72)	電波法（令和4年12月改正 法律第93号）	諸法令の改正に伴う修正
1	1	1	34	1	諸法令の遵守(75)	農薬取締法（令和元年12月改正 法律第62号）	1	1	1	35	1	諸法令の遵守(75)	農薬取締法（令和5年5月改正 法律第36号）	諸法令の改正に伴う修正
1	1	1	34	1	諸法令の遵守(76)	毒物及び劇物取締法（平成30年6月改正 法律第66号）	1	1	1	35	1	諸法令の遵守(76)	毒物及び劇物取締法（令和5年5月改正 法律第36号）	諸法令の改正に伴う修正
1	1	1	34	1	諸法令の遵守(80)	水道法（平成30年12月改正 法律第92号）	1	1	1	35	1	諸法令の遵守(80)	水道法（令和5年5月改正 法律第36号）	諸法令の改正に伴う修正
1	1	1	34	1	諸法令の遵守(81)	工業用水法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	35	1	諸法令の遵守(81)	工業用水法（令和4年6月改正 法律第8号）	諸法令の改正に伴う修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧 (令和6年4月改定)					新 (令和6年10月改定)																																	
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由																									
1	1	1	34	1	諸法令の遵守 (82)	工業用水道事業法 (平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	35	1	諸法令の遵守 (82)	工業用水道事業法 (令和4年6月改正 法律第8号)	諸法令の改正に伴う修正																								
1	1	1	34	1	諸法令の遵守 (83)	地方税法 (令和3年3月改正 法律第19号)	1	1	1	35	1	諸法令の遵守 (83)	地方税法 (令和6年3月改正 法律第4号)	諸法令の改正に伴う修正																								
1	1	1	34	1	諸法令の遵守 (84)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和4年5月改正 法律第54号)	1	1	1	35	1	諸法令の遵守 (84)	個人情報の保護に関する法律 (令和5年11月改正 法律第79号)	諸法令の改正に伴う修正																								
1	1	1	34	1	諸法令の遵守 (85)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和2年6月改正 法律第42号)	1	1	1	35	1	諸法令の遵守 (85)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和5年6月改正 法律第58号)	諸法令の改正に伴う修正																								
1	1	1	35		官公庁等への手続等		1	1	1	36		官公庁等への手続等		条文追加による番号の修正																								
1	1	1	36		施工時期及び施工時間の変更		1	1	1	37		施工時期及び施工時間の変更		条文追加による番号の修正																								
1	1	1	37		工事測量		1	1	1	38		工事測量		条文追加による番号の修正																								
1	1	1	38		不可抗力による損害		1	1	1	39		不可抗力による損害		条文追加による番号の修正																								
1	1	1	39		特許権等		1	1	1	40		特許権等		条文追加による番号の修正																								
1	1	1	40		保険の付保及び事故の補償		1	1	1	41		保険の付保及び事故の補償		条文追加による番号の修正																								
1	1	1	41		臨機の措置		1	1	1	42		臨機の措置		条文追加による番号の修正																								
1	1	1	42		石綿使用の有無		1	1	1	43		石綿使用の有無		条文追加による番号の修正																								
1	3	1	0	3	適用規定 (2)	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書 (施工編) [2017年制定] (施工編)」 (土木学会、2018年3月) のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	1	3	1	0	3	適用規定 (2)	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「土木学会コンクリート標準示方書 [2023年制定] (施工編)」 (土木学会、2023年9月) のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	発行に伴う修正																								
1	3	2	0	1	適用規定	土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) [2017年制定] (2018年3月)	1	3	2	0	1	適用規定	土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) [2023年制定] (2023年9月)	発行に伴う修正																								
1	3	2	0	1	適用規定	土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) [2017年制定] (2018年3月)	1	3	2	0	1	適用規定	土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) [2023年制定] (2023年3月)	発行に伴う修正																								
1	3	3	2	4	工場の選定 表1-3-3 打設状況報告書 (土木工事)	打設日 平成 年 月 日	1	3	3	2	4	工場の選定 表1-3-3 打設状況報告書 (土木工事)	打設日 令和 年 月 日	元号の修正																								
1	3	5	4	2	材料の計量 (5)表1-3-5 計量値の許容差	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内</p>	材料の種類	最大値 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	1	3	5	4	2	材料の計量 (5)表1-3-5 計量値の許容差	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>計量値の許容差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、1 (%) 以内とする。</p>	材料の種類	計量値の許容差 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	諸基準の改定に伴う修正
材料の種類	最大値 (%)																																					
水	1																																					
セメント	1																																					
骨材	3																																					
混和材	2※																																					
混和剤	3																																					
材料の種類	計量値の許容差 (%)																																					
水	1																																					
セメント	1																																					
骨材	3																																					
混和材	2※																																					
混和剤	3																																					
1	3	5	4	2	材料の計量 (6)	受注者は、各材料を、一バッチずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。	1	3	5	4	2	材料の計量 (6)	受注者は、各材料を、一バッチずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。	諸基準の改定に伴う修正																								

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧 (令和6年4月改定)					新 (令和6年10月改定)					改定理由
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	
1	3	6	9	2	1	3	6	9	2	諸基準の改定に伴う修正、 諸法令の改正に伴う修正
1	3	6	9	2	1	3	6	9	2	諸基準の改定に伴う修正
1	3	6	9	2	1	3	6	9	2	諸基準の改定に伴う修正
1	3	7	3	3	1	3	7	3	3	発行に伴う修正
1	3	9	2	3	1	3	9	2	3	諸基準の改定に伴う修正
1	3	10	3	5	1	3	10	3	5	諸基準の改定に伴う修正
1	3	12	2	7	1	3	12	2	7	諸基準の改定に伴う修正
1	3	12	2	9	1	3	12	2	9	諸基準の改定に伴う修正
1	3	12	3	1	1	3	12	3	1	諸基準の改定に伴う修正
1	3	12	3	2	1	3	12	3	2	諸基準の改定に伴う修正
1	3	13	3	3	1	3	13	3	3	諸基準の改定に伴う修正
2	2	3	1	1	2	2	3	1	1	JIS改定

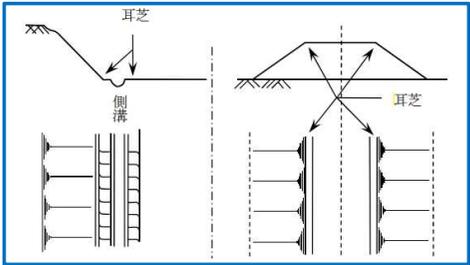
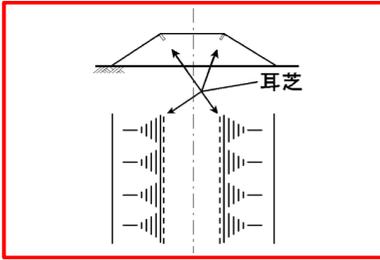
土木工事共通仕様書新旧対照表

旧 (令和6年4月改定)					新 (令和6年10月改定)					改定理由
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	
2	2	6	1	2	2	2	6	1	2	諸基準の改定に伴う修正
2	2	6	3	5	2	2	6	3	5	発行に伴う修正
2	2	6	4	1	2	2	6	4	1	JIS改定
2	2	8	3							諸基準の改定に伴う修正
3	1	1	5	2	3	1	1	5	2	適用基準の修正
3	1	1	6	5						誤記修正
3	2	2			3	2	2			発行に伴う修正
3	2	2			3	2	2			発行に伴う修正
3	2	2			3	2	2			発行に伴う修正
3	2	2			3	2	2			発行に伴う修正
3	2	3	15	2	3	2	3	15	2	発行に伴う修正
3	2	6	11	6	3	2	6	11	6	諸基準の改定に伴う修正
3	2	6	11	6	3	2	6	11	6	諸基準の改定に伴う修正
3	2	6	11	6	3	2	6	11	6	発行に伴う修正
3	2	6	11	6						削除
3	2	6	11	6						削除

項目	種類			試験方法
	溶剤型	水性型	水性型	
指触乾燥時間 (23℃)分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1 *1
不揮発分%	20以上	50以上	35以上	JIS K 6833-1, 2 *2
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 *1
耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 *1

[注1] *1 適用する床版の種類に応じた下地剤を使用する。
 *2 試験方法は、JIS K 6833-1, 2, JIS K 6387-1, 2などを参考に実施する。
 [注2] と幕系床版防水層 (アスファルト加熱型) のプライマーは上表の品質による。

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧 (令和6年4月改定)					新 (令和6年10月改定)								
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
3	2	14	2	6	耳芝 図3-2-10耳芝 	3	2	14	2	6	耳芝 図3-2-10耳芝 	現場実装との整合	
3	2	17	2	1	一般事項 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（令和元年12月改正 法律第62号）に基づくものでなければならない。	3	2	17	2	1	一般事項 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（令和5年5月改正 法律第36号）に基づくものでなければならない。	諸基準の改定に伴う修正	
4	1	1	3		監督員による確認及び立会等 監督員による確認及び立会等については、第3編3-1-1-5監督員による確認及び立会等の規定による。	4	1	1	3		監督員による確認及び立会等 監督員による確認及び立会等については、第3編3-1-1-3監督員による確認及び立会等の規定による。	誤記修正	
6	3	2			適用すべき諸基準 国土交通省 河川砂防技術基準（令和4年6月）	6	3	2			適用すべき諸基準 国土交通省 河川砂防技術基準（令和5年10月）	発行に伴う修正	
6	3	2			適用すべき諸基準 国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和4年3月）	6	3	2			適用すべき諸基準 国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和5年3月）	発行に伴う修正	
6	5	1	5		適用規定(3) 受注者は、扉体、戸当り及び閉閉装置の製作、据え付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和4年3月）の規定による。						適用規定(3) 受注者は、扉体、戸当り及び閉閉装置の製作、据え付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和5年3月）の規定による。	発行に伴う修正	
8	1	2			適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） [2013年制定]（2013年10月）	8	1	2			適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） [2023年制定]（2023年10月）	発行に伴う修正	
8	1	2			適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） [2017年制定]（2018年3月）	8	1	2			適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） [2023年制定]（2023年9月）	発行に伴う修正	
9	1	2			適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） [2013年制定]（2013年10月）	9	1	2			適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） [2023年制定]（2023年9月）	発行に伴う修正	
9	1	4	5	2	材料の計量 受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよい。	9	1	4	5	2	材料の計量 受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は第1編1-3-5-4材料の軽量及び練混ぜ、表1-3-2計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体容積で計量してもよいものとする。	諸基準の改定に伴う修正	
10	2	2			適用すべき諸基準 土木学会 舗装標準示方書 （平成27年10月）	10	2	2			適用すべき諸基準 土木学会 舗装標準示方書 [2023年制定]（令和5年10月）	発行に伴う修正	
10	2	4	10	4	初期養生 初期養生は、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m2程度を念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	10	2	4	10	4	初期養生 初期養生は、十分な量の膜養生剤を適切な時期に均一に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	表現修正	
10	3	2			適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 （平成9年12月）	10	3	2			適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 [令和4年度改訂版]（令和5年12月）	発行に伴う修正	
10	7	2			適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） [2017年制定]（2018年3月）	10	7	2			適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） [2023年制定]（2023年3月）	発行に伴う修正	
10	7	2			適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） [2017年制定]（2018年3月）	10	7	2			適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） [2023年制定]（2023年9月）	発行に伴う修正	
10	15	3	1	7	報告書 受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督員に連絡するものとし、翌日までに設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督員に提出しなければならない。	10	15	3	1	7	報告書 受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督員に連絡するとともに、設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督員に提出しなければならない。	表現修正	